AIG

AIG損保

新しくお車を購入される方に ぜひ知っていただきたい情報を お届けします!



お得な契約方式や割引

新車がお得	新車割引
2台以上がお得	ノンフリート多数割引
長期がお得	長期分割払自動車保険
お車購入時にお得	有利な車両入替
AEB装置装着車がお得	ASV割引
1か月前契約がお得	早期契約割引
障害のある方およびそのご家族に割引	障害者割引

安心の補償

新車に安心	車両新価特約
自転車事故も安心	人身傷害保険
歩行者等との事故がさらに安心	対歩行者等事故傷害特約
古い車との事故なども安心	相手車全損時臨時費用特約
外出時の携行品も安心	携行品特約
事故時も安心	各種特約

AAP(家庭用総合自動車保険) | 2023年10月版 | 2024年1月1日以降保険始期契約用

お得な契約方式や割引

新車がお得 新車割引

保険期間の開始日※の属する月が初度登録年月（自家用軽四輪乗用車の場合は初度検査年月）の翌月から起算して49か月以内の以下のお車の場合、保険料を割引きます。

※長期契約の場合は、各保険年後における保険期間の開始日の応当日とします。適用条件を満たす保険年度を対象に割引が適用されます。

●自家用普通乗用車・自家用小型乗用車の場合

	6S等級	6S等級以外
対人	33%	6%
対物	36%	11%
人傷・搭傷	38%	13%
車両	34%	8%

●自家用軽四輪乗用車の場合

	6S等級	6S等級以外
対人	7%	6%
対物	36%	11%
人傷・搭傷	29%	0%
車両	29%	1%

契約の仕方で最長5年間お得

例

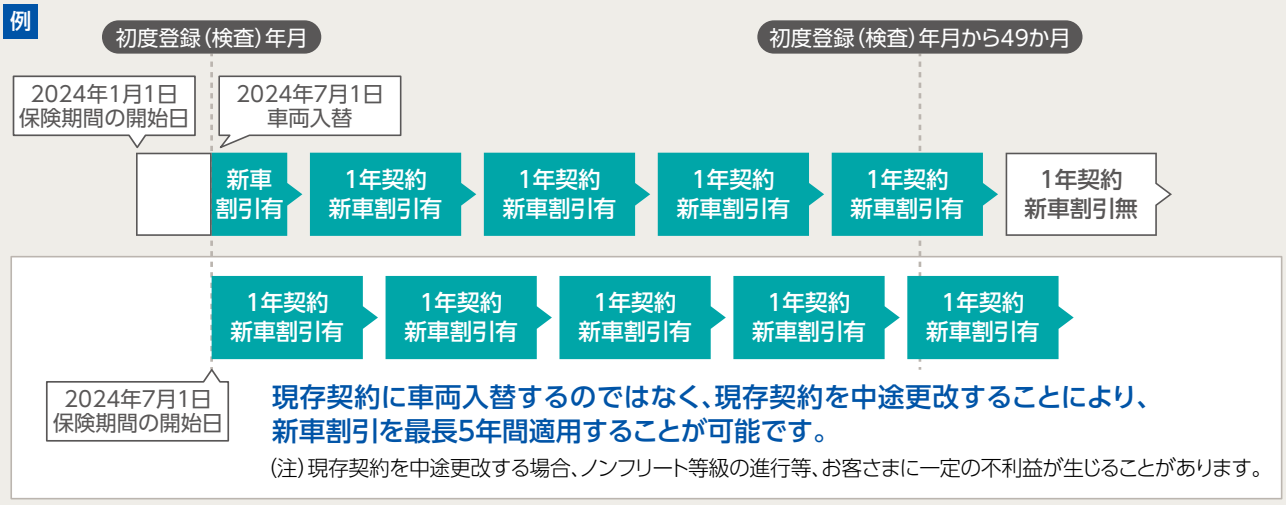

現存契約に車両入替するのではなく、現存契約を中途更改することにより、新車割引を最長5年間適用することが可能です。

（注）現存契約を中途更改する場合、ノンフリート等級の進行等、お客さまに一定の不利益が生じることがあります。

2台以上がお得 ノンフリート多数割引

ご契約者が次の方を記名被保険者として、2台以上のお車を1保険証券でご契約される場合に、保険料を割引きます。

●ご契約者　●ご契約者の配偶者　●ご契約者またはその配偶者の同居の親族

1保険証券のご契約台数	割引率
2台	3%
3台以上5台以下	5%
6台以上	7%

加えて

保険料は割増なしで分割可能!

ご契約内容変更時の保険料は日割計算!

（注1）ご契約者がリース会社などの場合は、取扱いが異なります。
（注2）保険料の払込方法が長期年払・長期月払のご契約については、取扱いが異なります。
（注3）原則として、短期契約はこの割引の対象外です。

LONG

長期がお得

長期分割払自動車保険

ポイント1
1年毎の継続手続が不要!
ご契約期間中は継続手続の必要がなく、継続手続漏れの心配がありません。

ポイント2
ご希望により選択!
保険のご契約期間(2年または3年)、払込方法(年払または月払)をお選びいただけます。

ポイント3
契約時に各保険年度の保険料が確定!
ご契約期間中に事故が起こったり、保険料の改定等があった場合も、ご契約時に定めた保険料は変わりません。

例 CASE.1 長期分割払自動車保険(保険期間3年)

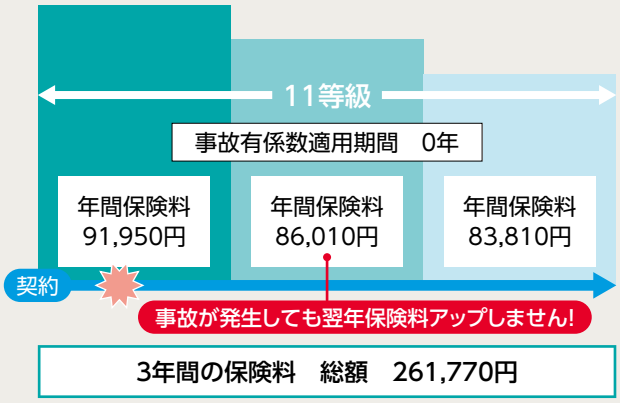

3年間の保険料 総額 261,770円

次契約

●3年間無事故
14等級 事故有係数適用期間 0年

継続時はご契約期間年数と事故件数等に応じて等級および事故有係数適用期間を決定します。

●3年間で事故1回(3等級ダウン事故)
10等級 事故有係数適用期間 2年

参考 1年契約を3年間継続した場合

CASE.2 3年間無事故

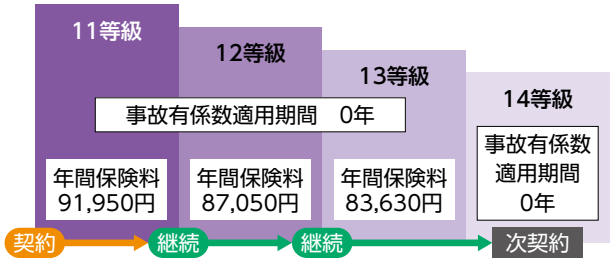

3年間の保険料 総額 262,630円

CASE.3 3年間で事故1回(3等級ダウン事故)

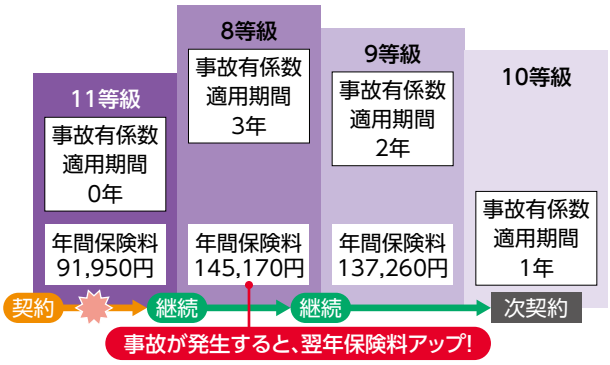

3年間の保険料 総額 374,380円

(注1)2年目以降の保険料は、ご契約条件にしたがい保険料改定等の要素がなかったものとして算出しています。
(注2)継続時はご契約期間年数と事故件数等に応じて等級および事故有係数適用期間を決定します。

【ご契約条件】ベリエストミューズ
●保険契約:AAP(家庭用総合自動車保険)、ゴールド免許、日常・レジャー使用 ●記名被保険者:個人 ●用途車種:自家用普通乗用車 ●料率クラス:車両7/対人7/対物7/人傷・搭傷7 ●お車の初度登録年月:2023年12月(新車割引あり) ●保険期間の開始日:2024年1月1日から3年間 ●ノンフリート等級(初年度):11等級 ●事故有係数適用期間(初年度):0年 ●払込方法:[長期契約]年払・[1年契約]一時払 ●運転者年齢条件:35歳以上限定 ●記名被保険者の保険期間の開始日時点年齢:40歳(※) ●対人賠償責任保険:無制限 ●対物賠償責任保険:無制限(免責金額なし) ●人身傷害保険:1億円 ●搭乗者傷害保険:1,000万円(一時金払) ●車両保険:一般車両保険(免責金額0-10万円) ●車両保険金額:初年度150万円/2年度目120万円/3年度目100万円 ●セットする特約:相手車全損時臨時費用特約/弁護士費用等特約(自動車事故プラン)/人身傷害諸費用特約/車両搬送費用特約/車両搬送時諸費用特約/車両保険無過失事故特約/車上ねらい被害費用特約 /ベリエストAセット(介護費用特約・福祉機器等取得費用特約)/ ●その他特約・割引:なし
(※)1年契約を3年間継続した場合は、継続的に1歳加算されます。

●長期分割払自動車保険の保険料総額は、1年契約を無事故で継続した場合の保険料総額よりも高くなるケースがあります。また、長期分割払自動車保険における各保険年度の保険料は、保険年度が進んでも低下しない場合があります。
●長期分割払自動車保険を継続した場合と1年契約を継続した場合では、ご契約期間中に3等級ダウン事故・1等級ダウン事故が発生しているときに、継続後のご契約に適用される等級・事故有係数適用期間が異なることがあります。

お車購入時にお得 有利な車両入替

増車や車両入替、減車が発生した場合、ノンフリート等級とご家族のお車の紐づけを見直すことにより、お得に保険に加入いただくことが可能です。

例 お子さま（20歳）が購入した新車を既存の契約に入れ替えることで、運転者の年齢問わず補償したい新車へ等級の進んだ高い割引率を適用。既存契約からはき出された運転者年齢条件35歳以上補償のお車は新規7S等級（事故有係数適用期間0年）で加入。

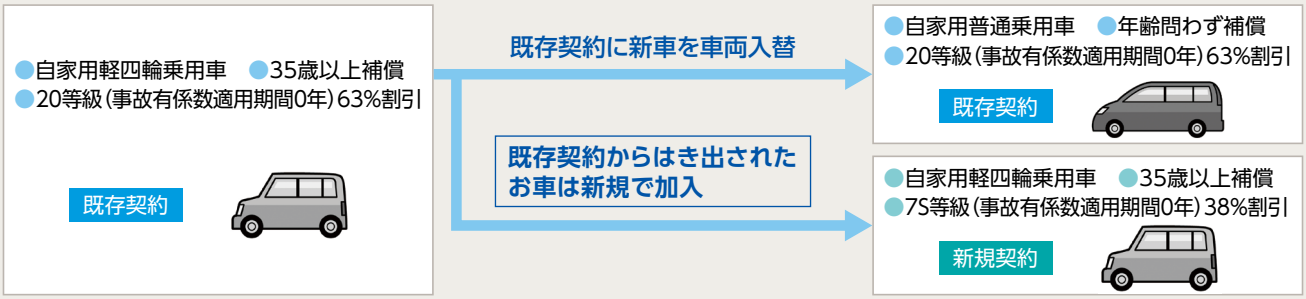

運転者の年齢問わず補償したい新車を新規で契約するよりトータルで保険料を軽減することができます。

AEB装置装着車がお得 ASV割引

ご契約のお車が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車であり、かつ、次の条件をすべて満たすご契約について、保険料を割引きます。

①ご契約のお車にAEB装置（衝突被害軽減ブレーキ装置）が装着されてること。
②ご契約のお車の型式の発売年月が、保険期間の開始日の属する年から3を減算した年の4月1日以降であること※1。

保険期間の開始日※2	ASV割引適用の対象となる型式発売年月※3
2024年1月1日～2024年12月31日	2021年4月1日以降
2025年1月1日～2025年12月31日	2022年4月1日以降
2026年1月1日～2026年12月31日	2023年4月1日以降

割引率 9%

※1 型式の発売から約3年経過した後は、リスク軽減効果が「型式別料率クラス」に反映されるため、ASV割引の適用はなくなります。
※2 長期契約の場合は各保険年度における保険期間の開始日の応当日とします。適用条件を満たす保険年度を対象にこの割引が適用されます。
※3 その型式の自動車が最初に発売された日の属する年月のことをいいます。

1か月前契約がお得 早期契約割引

AIG損保で初めて自動車保険にご加入いただく場合※1に、保険期間の開始日より1か月早くご契約いただくことで、早期契約割引が適用できます。早期契約割引は長期契約の場合、初年度だけでなく2・3年目も適用できます。



割引率 3%※2

※1 純新規（保険料の割引・割増を継承する他の保険契約がない契約）、または他社からのご契約の場合をいいます。
※2 ご契約内容によっては3%割引にならない場合があります。また、適用に関しては条件があります。

障害のある方およびそのご家族に割引

障害者割引

ご契約のお車が自家用8車種※1であり、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族に障害者に該当する方※2が存在する場合、保険料を割引きます。

※1 自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、自家用貨物車（普通〈最大積載量0.5トン以下・0.5トン超2トン以下〉・小型・軽四輪）、特種用途自動車（キャンピング車）をいいます。
※2 「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」または「療育手帳」（「愛の手帳」、「みどりの手帳」など別称の場合を含みます）の交付を受けた方をいいます。

障害のある方が乗車するお車だけでなく、
ご家族のお車にもこの割引を適用することができます。

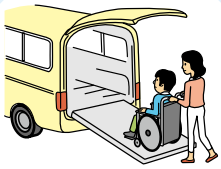

障害のある方が乗車するお車



ご家族のお車

割引率 10%

■ 安心の補償

新車に安心

車両新価特約

新車に買い替えるための費用を補償!

車両保険で補償の対象となる事故により、ご契約のお車に次のいずれかの損害が生じた場合で、かつ、事故日の翌日から90日以内に代替自動車を取得または修理したときに、実際にかかる代替自動車の取得費用（車両本体価格+付属品+消費税）または修理費について、協定新価保険金額※を限度に車両保険金としてお支払いします。また、約款に定める条件を満たす場合は、再取得時諸費用保険金として協定新価保険金額※の15%（30万円限度）をお支払いします。

- **修理できない場合、または修理費が協定保険価額以上となる場合**
- **修理費が協定新価保険価額の50%以上となる場合。ただし、ご契約のお車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。**

例 **300万円で購入したお車の24か月経過後の車両保険金額が220万円だったとし、衝突事故で180万円の損害があったとすると・・・**

車両新価特約	支払保険金額
なし	180万円
あり	300万円 + 30万円 = 330万円

※協定新価保険価額を協定新価保険金額として設定します。
（注1）盗難による損害はこの特約のお支払対象となりません。ただし、盗難後にご契約のお車が発見された場合、発見されるまでの間にご契約のお車に生じた損害は、この特約のお支払対象となります。
（注2）再取得時諸費用保険金が支払われる場合は、車両臨時費用特約による保険金をお支払いしません。

自転車事故も安心

人身傷害保険

自動車事故だけでなく、自転車事故などにより死傷された場合や後遺障害を被られた場合に、治療費・休業損害・精神的損害など、様々な費用について実際の損害額※1を補償します。

AAPの人身傷害保険の補償範囲

お車の事故	①ご契約のお車に乗車中の事故 	②自動車専用道路等上でご契約のお車を一時的に離れている場合の自動車事故※2 	③ご契約のお車以外の自動車※3に乗車中の事故 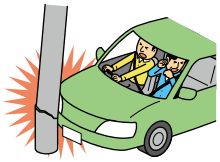	④歩行中などの車外の自動車事故 
その他の事故	⑤自転車などの交通乗用具※4の事故 	⑥駅などの乗降場構内(改札口の内側)の事故 		

※1 約款で定めた「人身傷害条項損害額算定基準」に基づき認定し、お支払いします。
※2 サービスエリア等でご契約のお車を離れている場合などを除きます。
※3 「ご契約のお車以外の自動車」には、記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用する自動車を含まないなど、一定の条件があります。
※4 電車・自転車・船舶・飛行機・エレベーターなどの自動車以外のものをいいます(補償の対象となる交通乗用具には一定の制限があります)。

さらに、日常生活賠償責任特約セットで
自転車による加害事故も補償します。

日本国内において次の事故に起因して、他人を死傷させること、他人の財物に損害を与えること、または線路に立ち入り電車等※5を運行不能にさせることにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

- **記名被保険者が居住に使用する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故**
- **被保険者の日常生活に起因する偶然な事故**

※5 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

歩行者等との事故がさらに安心

対歩行者等事故傷害特約

対人賠償責任保険が「無制限」でも、「無制限に補償」されないケースがあります。

例 歩行者や自転車に過失のある対人事故

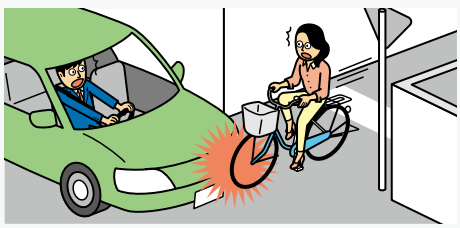

対人賠償責任保険に「無制限」で加入していても、相手の方の「過失部分」については補償することができず、**相手である歩行者や自転車に過失がある場合は特に、事故の解決までに時間がかかることがあります。**

交通事故の死傷者のうち
4人に1人が歩行中・自転車乗用中



出典:警察庁交通局「令和3年中の交通事故の発生状況」よりAIG損保まとめ

「対歩行者等事故傷害特約」は、歩行者や自転車を相手とする対人事故により、相手の方を死亡またはケガによる入院をさせた場合、対人賠償責任保険では補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害に対して保険金をお支払いします。

古い車との事故なども安心

相手車全損時臨時費用特約

相手自動車が全損になった場合の早期事故解決のための補償!

ご契約のお車の対物事故により、相手自動車が全損※1となった場合に、次の①または②の費用のうちいずれか高い額を保険金としてお支払いします。ただし、対物賠償責任保険の保険金をお支払いする場合に限ります。

①相手自動車の修理費が相手自動車の時価額を超える場合において、その差額に対して被保険者が負担する費用。ただし、相手自動車1台につき、相手自動車の修理費と時価額の差額に被保険者の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。
②相手自動車に生じた損害に対して被保険者が臨時に必要とする費用。ただし、相手自動車1台につき、損害賠償責任額※2の15%に相当する額(10万円未満の場合は10万円、30万円を超える場合は30万円とします)を限度とします。

※1 相手自動車の修理費が時価額以上となる場合、または相手自動車の損傷を修理できない場合をいいます。
※2「相手自動車の時価額×被保険者の過失割合」をいいます。

①の費用については、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限り、補償の対象となりますが、**②の費用については、相手自動車が修理するしないに関わらず、補償の対象となります。**

外出時の携行品も安心

携行品特約

安心してお出かけを楽しんでもらうための補償!

日本国内外を問わず被保険者が居住に使用する住宅外における偶然な事故により、被保険者の所有する携行品に損害が生じた場合に、損害の額※1※2を保険金としてお支払いします。また、約款の定めにより実際に負担した損害防止費用などの費用についてもお支払いします。

※1 損害の額は、再調達価額によって定めます。ただし、貴金属などの場合は、時価額によって定めます。なお、損傷を修理できる場合には、修理費などにより損害の額を定めます(再調達価額を限度とします)。
※2 損害の額は、1個、1組または1対の物について10万円が限度となります。ただし、乗車券・通貨などについては、5万円を限度とします。
(注1) 自転車、眼鏡、携帯電話、スマートフォン、携帯ゲーム機など約款に定める一部の物については、補償の対象となる携行品に含めません。
(注2) 置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます)によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。
(注3) お支払いする保険金の額は、保険期間を通じ、30万円を限度とします。ただし、長期契約においては、保険年度ごとに30万円を限度とします。

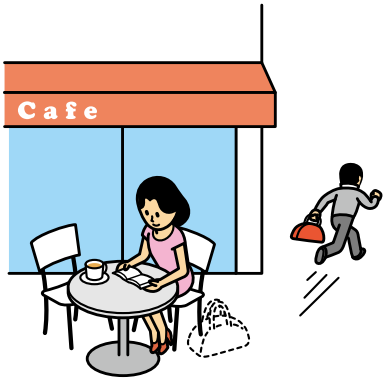

契約タイプは、家族型・夫婦型・個人型から選択可能です。

事故時も安心　各種特約

事故発生時にかかるさまざまな費用を補償!

ご契約のお車に自動車事故が発生したときは、以下のような費用も追加でかかる場合があります。

- ●搬送（レッカー）費用
- ●レンタカー費用
- ●ホテル代
- ●電車代
- ●タクシー代

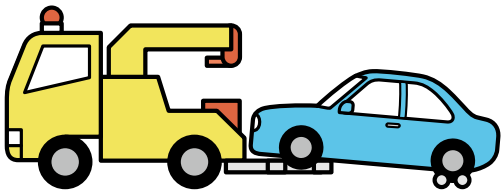

そんな場合に有効なのが、以下特約です。

事故・故障現場から修理工場等への搬送費用には	**車両搬送費用特約** 1回の事故・故障につき　**30万円限度**
修理工場等へ搬送※され、ホテル代・電車代・タクシー代が必要になった場合には	**車両搬送時諸費用特約** 臨時宿泊費用　1回の事故・故障につき、被保険者1名あたり　**1万円** 臨時帰宅・移動費用　1回の事故・故障につき、被保険者1名あたり　**2万円** （注）この特約には、上記以外にも別途修理完了後の車両運搬・引取費用の補償もあります。
修理工場等へ搬送※され、レンタカーが必要になった場合には	**車両搬送後レンタカー費用特約** **保険金日額5,000円・7,000円・10,000円・15,000円・20,000円から選択**

※法令等により走行が禁じられると弊社が認めた状態で、修理工場等へ自力で走行した場合を含みます。

●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

https://www.aig.co.jp/sonpo

お問い合わせ・お申し込みは

2A3-144 (B-230513) 23-10 25K (CR)